

障がい者の雇用状況について

【常用労働者の総数が 40.0 人未満の事業所が記入】

(事業名)

宿泊サービス向上等事業（訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上
のためのコンテンツ作成及び周知啓発事業）

(企業・団体名)

障がい者雇用状況（令和 7 年 4 月 1 日）

※障がい者の人数は、障害者雇用状況報告書に準ずる。

（注）「障がい者の数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障がい者、重度知的障がい者及び短時間職員である精神障がい者（平成 28 年 6 月 2 日以降に採用された者または平成 28 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障がい者保健福祉手帳を取得した者）については 1 人を 1 カウントとしている。さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

常用雇用労働者の総数（A）	人
常用雇用障がい者の総数（B）	人
	うち 身体障がい者 人
	うち 知的障がい者 人
	うち 精神障がい者 人
雇用率（ $B/A \times 100$ ）	%